

令和7年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年6月6日（金）  
午前9時35分～午前11時25分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 20人  
会 長 23番 長谷 幹夫  
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子  
委 員 1番 牧野 和吉 2番 各川 豊章  
3番 茂 清志 4番 加藤 輝夫  
5番 国谷 晃 6番 中村 敏  
8番 木下 幸雄 9番 北森 康雄  
11番 森川 重光 12番 北山 久雄  
14番 杉林 清則 15番 熊南 昭浩  
16番 山崎 修 17番 西田 清範  
18番 林 作三 20番 大橋 芳信  
21番 山崎 巖
4. 欠席委員 2名 7番 大道 勝則 10番 坂井 義彦
5. 議題 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について  
報告事項第10号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第12号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について  
報告事項第13号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、7番 大道委員、10番 坂井委員から欠席届があり、出席委員数20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数22名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和7年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。  
本日は、議案3件、報告事項4件でございます。  
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。14番 杉林委員、15番 熊南委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。  
ご準備はよろしいでしょうか。

会 長 それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第8号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから9ページまでです。

今回の申請件数は、10件で、申請面積は42,404㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

2番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、てんこもりを栽培予定です。

3番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が会社に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では野菜を栽培する予定です。

5番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では野菜を栽培する予定です。

議案書5ページをご覧ください。

6番は、地目が田の農地は農地所有適格法人に貸し付している農地を、贈与により、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。また、譲受人は〇〇の構成員であります。また、畑の部分は労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では野菜を栽培する予定です。

議案書6ページをご覧ください。

7番は相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣の耕作者です。申請農地ではコシヒカリ・野菜を栽培する予定です。

議案書8ページをご覧ください。

8番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣の耕作者です。申請農地では水稻を栽培予定です。

9番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣の耕作者です。申請農地では水稻を栽培予定です。

10番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は、地域の中心経営体の法人です。申請農地では野菜等を栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第9号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、5月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

議案第9号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は11ページから16ページになります。

今回、4条申請が0件、5条申請が7件、合計面積は2,118.94㎡です。位置図も併せてご覧ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しております。5条申請1番、2番、3番、4番の4件でございます。

議案書の12ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、家族が増え手狭になってきたことにより、実家に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育機関や医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請2番は、富山地域熊野地区において、店舗兼一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人が現在住んでいる実家でピアノ教室を営んでおりましたが手狭となったことから、実家に隣接した申請地において、住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育機関や医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請3番は、富山地域老田地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、家族が増え手狭になってきた

ことにより、実家に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。また、申請地の一部に樹木の植栽及びコンクリート舗装がされており、始末書の添付がでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請4番は、富山地域池多地区において、分家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、家族が増え手狭になってきたことにより、実家に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

議案書14ページをご覧ください。

5条申請5番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、現在居住している家屋はかなり古く、かつ、袋小路の立地であるため、申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請6番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家にて生活しておりますが、家族が増え手狭になってきたことにより、実家に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請7番は、婦中地域古里地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、現在居住している家屋は築50年以上とかなり老朽化しており、かつ、交通の便など利便性が悪いため、申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療機関や教育機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている申請地については、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。また、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていない申請地については、農地区分は第2種農地、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第9号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

なお、29ページの55番は●●委員、29ページの56番から44ページの139番までは△△委員、48ページの182番、183番については▲▲委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます

事 務 局 最初に、5月総会で審議していただいた案件につきましては、5月30日付で全て公告・決定済みであることを報告いたします。

議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、17ページから49ページです。

議案書17ページをご覧ください。

今回の申請件数は190件あり、設定面積は、797,049.99㎡です。

農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、55番から139番と182番、183番を除き、

ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、55番から139番と182番183番を除き、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。

会長 続きまして、55番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、55番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

会長 続きまして、56番から139番について、審議いたしますので、△△委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、56番から139番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。

△△委員は入室をお願いします。

会長 続きまして、182番と183番について、審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、182番と183番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。  
▲▲委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして異議なしとのことですので、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画については、全件、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第10号 農地法第3条の3の規定による受理について  
第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第12号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について  
第13号 農地法第4条第1項の規定による受理の取り消しについて

を一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第10号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。

議案書は、50ページから66ページです。

今回の受理件数は20件で、全て相続により所有権を取得したものです。

報告事項第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、67ページから90ページです。

解約件数は71件で、解約面積は263.138㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第12号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は91ページから94ページです。

今回の受理件数は、4条が0件、5条が7件、合計面積は18,4

63. 18㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、92ページの5条の4番、93ページの6番の2件でございます。

続きまして、報告事項第13号農地法第4条第1項の規定による受理の取り消しについて、ご報告いたします。

議案書は、95ページです。

1番につきましては、平成23年7月29日に農地法第4条で届出されましたが、今回5条届出申請4番において店舗計画が持ち上がり、周辺土地と一体で改めて転用することとなったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては備考欄をご覧ください。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　次に3. 協議報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、「令和6年度最適化活動の評価及びその他事務の実施状況」について、報告をお願いします。

(事務局説明)

会長 　ただ今、説明のありました「令和6年度最適化活動の評価及びその他事務の実施状況」の内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見・ご質問等がないようですので、国への報告及び公表をお願いします。

会長 　次に、「農業委員会活動研修等」について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 　ただ今、説明のありました「農業委員会活動研修等」の内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

私の方から1つ質問がございます。

外国人労働者の農業への受け入れ時、在留期間を確認する必要があるとのことですが、申請段階で事務局で把握できるのですか？

事務局 事務局では、申請を受けるときに3条許可要件への適否を審査しております。それらに加えて外国人については、営農計画による作付作物の栽培に要する期間と在留カード等による在留期間に整合性があるか否かを審査することになります。なお、現地調査の時点では、在留期間等要件を満たしているものとして取り扱っていただきますようお願いいたします。

会長 わかりました。

□ □ 委員 在留期間のみの確認であり、在留資格の種類は確認不要ということですか？

事務局 経営・管理などの在留資格による在留期間については、5年、3年、1年などさまざまありますが、審査するのは在留期間の満了時期や更新の見込みの有無となり、在留資格の審査は不要となります。

□ □ 委員 ありがとうございます。

会長 ほかにご意見・ご質問等ございますか。

特にないようですので、「農業委員会活動研修等」につきましては、以上とします。なお、他に研修等の要望がありましたら、事務局へお願いします。

次に、「農業委員会業務のタブレット型端末機使用への移行等」について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明のありました「農業委員会業務のタブレット型端末機使用への移行等」の内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委員 業務のタブレット移行は7月ではなく、9月と勘違いしていた。

1つお願いがございます。私は目を手術しており、タブレット使用は目に負担がかかるため、事務局に取りにくるので紙媒体で資料をいただけませんか。

事務局 7月からの農業委員会業務については、原則、タブレットの使用と

なりますが、ご事情がある場合は対応させていただきます。

◇ ◇ 委員 推進委員はタブレットを所持していないと思いますが、資料の受け渡しはどうなるのですか？

事務局 農業委員にはタブレットをご使用いただき、推進委員へは従来どおり紙媒体にて郵送させていただきます。

◆ ◆ 委員 調査における現地確認報告書はどのような取扱いとなるのか？

事務局 現地確認報告書は推進委員から農業委員へ提出する流れで業務をしておりますので、これまで通りの対応をお願いします。

▽ ▽ 委員 連絡方法はどのような形になりますか。

事務局 総会の開催や調査の実施等についてはタブレットからスマホ等のショートメールを利用して送信させていただきます。

◇ ◇ 委員 ラインの使用はどう考えているのか。

事務局 タブレットの中にラインアプリがありますが、タブレットを起動しないと確認できないということからスマホ等へのメールで対応させていただきたいと考えております。

会 長 ほかにご意見・ご質問等ございますか。

特にないようですので、「農業委員会業務のタブレット型端末機使用への移行等」につきましては、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

会 長 次に、「農業委員募集における応募状況中間報告」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました「農業委員応募状況中間報告」について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、引き続き事務局で対応をお願いします。

会 長 次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　　ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　　それでは、これにて令和7年度第3回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。